

浦安市一社随意契約公表要領

(目的)

第1条 この要領は、浦安市が締結した一社随意契約について、当該契約に係る一社随意契約理由等を公表し、契約手続の透明性及び公正性を高めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「一社随意契約」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び第4号から第9号まで又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号及び第4号から第9号までの規定に基づき随意契約により締結した契約のうち、1者を特定して行った契約（以下「契約」という。）をいう。

(公表の対象)

第3条 公表の対象となる契約は、財務会計システムにある工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務委託のうち、設計金額（単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額の総額）が契約事務規則（平成8年規則第24号）別表に定める契約の種類ごとに同表に定める金額を超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公表の対象としない。

(1) 不動産の買入れ及び借入れその他公表することにより個人が特定される
とき。

(2) 市長が公表に適さないと認めたとき。

(公表の内容)

第4条 公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 案件区分
- (2) 契約件名
- (3) 案件概要
- (4) 契約締結日
- (5) 契約の相手方
- (6) 契約金額
- (7) 契約理由
- (8) 担当所属名称

(公表の時期)

第5条 契約を締結したときは、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに公表するものとする。

(公表の方法)

第6条 契約の公表は、第4条各号に掲げる事項の一覧表（以下「一覧表」という。）を、次の各号に掲げる方法により公表することにより行うものとする。

- (1) 市ホームページにおいて、一覧表を掲載する。
- (2) 情報公開室において、一覧表の閲覧に供する。

(公表期間)

第7条 公表の期間は、公表した日の属する年度から5年間とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日以降に締結した契約から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に締結した契約から適用する。